

緑化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第31号

緑化センター条例の一部を改正する条例

緑化センター条例（昭和58年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
利用料金の上限額			利用料金の上限額		
9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで
<u>490円</u>	<u>670円</u>	<u>1,330円</u>	<u>500円</u>	<u>690円</u>	<u>1,360円</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。